

新型コロナウイルス感染症における救急医療管理加算（950点）の算定について

※新型コロナウイルス感染症の確定患者に対して対面により外来診療を行った場合に算定可

ケース 1

発熱等患者が医療機関を受診

検査結果陰性の場合 = 算定不可

検査結果陽性の場合 = 算定可（対面により新型コロナウイルス感染症に対する診療を行った場合に限り）

※レセプトには COVID-19 の確定病名が必要。

ケース 2

自宅等で検査キット（薬事承認のもの）により陽性を確認した患者が陽性判明当日に医療機関を受診

算定可（対面により新型コロナウイルス感染症に対する診療を行った場合に限り）

※レセプトには COVID-19 の確定病名が必要。

ケース 3

自宅等で検査キット（薬事承認のもの）により陽性を確認した患者が陽性判明翌日以降に医療機関を受診

算定可（対面により新型コロナウイルス感染症に対する診療を行った場合に限り）

※レセプトには COVID-19 の確定病名が必要。

※陽性期間内であること。（確定から概ね7日程度まで）

ケース 4

自宅等で検査キット（薬事承認のもの）により陽性を確認した患者が来院し、医療機関で再度検査を実施

検査結果陰性の場合 = 算定不可

検査結果陽性の場合 = 算定可（対面により新型コロナウイルス感染症に対する診療を行った場合に限り）

※レセプトには COVID-19 の確定病名が必要。